# ヴァロワ家ブルゴーニュ公の公位継承と公妃の宣誓(1) ---ディジョン入市式次第---

# 中堀博司

L'avènement du nouveau duc de Bourgogne de la maison de Valois et le serment de la duchesse (I) : un mémoire relatif à la première entrée à Dijon

#### Hiroshi NAKAHORI

### 1. はじめに

1419年9月10日、ヴァロワ家第2代ブルゴーニュ公ジャン・サン・プール (無畏公、在位1404-1419年)が、後のフランス王シャルル7世 (在位1422-1461年)によってパリ南東のモントロ(Montereau)で謀殺された。その結果、嫡子フィリップ・ル・ボン (善良公、在位1419-1467年)が弱冠23歳にして公位を継承することとなった。独仏間に領土を拡張しつつあったヴァロワ家ブルゴーニュ公の根拠地は、言うまでもなくブルゴーニュ公領 (duché de Bourgogne)であり、その首都はディジョン (Dijon)である。そしてブルゴーニュ公は、同公領の領有によってこそフランス筆頭諸侯 (doyen des pairs de France) たりえたのであるい。ブルゴーニュ公が慣例に従って正式に公位に就くためには、ディジョン入市に始まる一連の儀礼を経なければならない。本稿以降、数回に分けて紹介する史料は、第3代公フィリップにかかわるものを中心に、ヴァロワ家ブルゴーニュ公が具体的にどのような手続きを踏んで公位に就いたかを示す一連の史料である。

それらの史料は、基本的にディジョンにあるコート・ドール県文書館 (Archives départementales de la Côte-d'Or = ADCO) およびディジョン市立文書館 (Archives municipales de Dijon = AMDi)に所蔵されるものである。即ち、 新公のディジョン入市式次第、 新公と都市ディジョンとの間に交わされた宣誓、 新公によるディジョンのサント・シャペル (Sainte Chapelle、「聖礼拝堂」)における宣誓、 同様に新公妃が最初のディジョン来訪時にサント・シャペルで行った宣誓、以上大きく4つに分類される²。これらは、 の公妃の宣誓を除けば、 の式次第の進行に従って、新公がブルゴーニュ公として公認されるために必要不可欠な儀式の順である。管見の限りでは、史料の重要性にもかかわらず、 の式次第を除いて完全に刊行されたものはないように思われる。特に、 の新公妃によるサント・シャペルでの宣誓を認 (したた)めた文書は、ブルゴーニュ公の宣誓と同様にほぼ系統的に伝来しており、極めて貴重な史料である。実際、こうした史料の伝来自体が左程知られていないのではないだろうか。それが「公妃の宣誓」を表題に敢えて付した理由である。しかしこの点については、そ

の他のヨーロッパ君侯諸家門にかかわる史料伝来や研究如何についてより詳細に検討する必要 はあろう。次に本稿で取り上げる史料に即して説明を加えた上で、さらに翻刻および試訳を行 う。

#### 2. 史料の伝来

ここで紹介する史料は「ブルゴーニュ諸公が新たに公領を領有する作法」(La maniere comment les ducz de Bourgoingne prennent nouvellement la possession de la duchié.) と題され、ディジョン会計院『覚書』第1巻の第166葉 (表裏) にみられるまさに覚書である $^{3}$ 。筆者は十年来この覚書 $^{4}$ の存在を知っていたが、同『覚書』第1巻の公フィリップ治世初頭時、1420年代前半に何故挿入されたか、また、その刊行如何についてもしばらく詳細はわからないままであった $^{5}$ 。

若干その辺りの事情に明るくなった現在、まず、この覚書が正確にいつ頃作成され記録として残されることになったかを考えてみたい。第166葉表 (おもて)の上部余白には後世 (恐らく19世紀)のアルシヴィストの手になる註記に「1423年12月21日。公フィリップがブルゴーニュ公領を領有した」(Le XXI<sup>e</sup> decemb.1423. Le duc Philippes le Bon pri possession du duché de Bourg<sup>re</sup>.)とある。この「1423年12月21日」というアルシヴィストによる日付の客観的な根拠は定かではないが、実のところ一葉前に戻ってみると、前葉の第165葉表には1423年12月21日付の記事がみられ、この日付と式次第の内容から上記のような註記が付されたと推測される。ただ、公フィリップのディジョン入市およびブルゴーニュ公領の正式な領有は、次稿以降に紹介する都市ディジョンのカルチュレール (都市文書集)中に転記された特権確認文書や、サント・シャペルでの宣誓文書から「1422 (旧暦1421)年2月19日木曜日」であることは明らかであり、先の註記の日付と事実関係に誤りがあると言わざるを得ない<sup>6)</sup>。それでは一体いつ頃この覚書は作成され、挿入されたのだろうか。もう少し検討してみたい。

前葉の第165葉裏には1424 (旧暦1423) 年 2 月 3 日から 5 日にかけてのブルゴーニュ公役人による就任時宣誓等がみられる。他方、後葉の第167葉 (表裏) には、2 月10日に転写された公フィリップの法令が転記されている。さらに次の第168葉表冒頭にみられる公の役人による就任時宣誓は2月9日に行われたものである。この前後葉から判断すると、1423年12月21日から1424年2月10日までの間に挿入されたのは確かであろうが、前葉第165葉裏から1424年2月上旬の記事が集中していることから、場合によっては2月3日から10日までの2月上旬と限定してよいかもしれない。但し、この覚書の挿入、つまりディジョン会計院『覚書』自体の製本に後に何ら改変が加えられなかったと仮定した場合のことである。従って、1422年2月19日のブルゴーニュ公のディジョン入市に利用するために前もって作成された覚書がこの時期に記録として残されることになったか、あるいは、実際のディジョン入市の様子を今後のために記録し、その後1424年2月上旬までの間に作成し、挿入されたか、差し当たりいずれかは想定されよう。

さらにもう一点、はっきりしたことは言えないが、指摘しておかなければならないことがある。D.ヴィオに拠れば、サン・ベニーニュ、サン・テチエンヌの両修道院長とサント・シャペルの参事会長の三者の間での地位の問題、つまり所謂上席権争いが屡々生じていたとされる。そのため、公位継承のような重要な儀式におけるこれら三者の役割が争点となっていた可能性がある<sup>7</sup>。月日までは明記されていないが、1422年にそのような争いがブルゴーニュ公によっ

て仲裁されたという®。筆者はこの裁定を記したとされるディジョン市立文書館所蔵の史料 (AMDi, D 40) を実際見てはいないが、これにかかわって本式次第第3条項の文言が些か気になるところである。即ち、第2条項でディジョン市壁外において宗教行列に混じってブルゴーニュ公一行を最初に出迎える聖職者は、サン・テチエンヌ修道院長らである。そして第3条項では、第2条項にみられる宗教行列にサン・ベニーニュ修道院側からもサント・シャペル側からも参列しないことが、わざわざ「以下に述べる理由によるもの」(pour les causes cy apres declairees) であるとして記してある。にもかかわらず、以下の条項にはその理由が明記されていない。行間からこの理由を汲み取るならば、サン・ベニーニュ修道院側もサント・シャペル側も以下の式の進行においてそれぞれ固有の役割があるためだと推測できる。そうすると、三者互いに譲らない間柄にあってこの式次第では見事に三者の棲み分けがなされているようにも見えるのである。つまり、サン・テチエンヌ修道院による最初の出迎え、サン・ベニーニュ修道院におけるディジョンほかブルゴーニュ公領諸都市との契約更新、そして最後にサント・シャペルでの締めの儀式、という役割分担である。真相はわからないが、この時期に敢えて記録に残したのはそうした事情を汲んでの結果だったとも考えられなくはない。詳細については別稿に譲るとして、次に、式次第の内容について概要のみ記しておこう。

## 3. 史料の内容

本史料は、新公が新たにブルゴーニュ公領を領有し、ブルゴーニュ公となるために最初のディジョン人市時に執り行う儀式の手順を示した、極めて実用的なマニュアルである。内容は概略、以下に掲げる表の通りである。

まず、都市ディジョン来訪のため同市近郊まで来ているブルゴーニュ公の許に、ディジョン 市長および市参事会員らが出向き、慣例に従って都市特権を確認するよう請願する(第1条項)。 ブルゴーニュ公はその内諾を与えた上で、ディジョンに入市し、同地方に2世紀頃に福音をも たらしたとされる聖ベニーニュを祀るサン・ベニーニュ修道院に向かう。入市の直前において は、聖遺物を担いだ宗教行列が執り行われる。この聖遺物をサン・テチエンヌ修道院長が呈示 した上で、ブルゴーニュ公に対して口づけを行う (第2条項)。このサン・テチエンヌ修道院 も同市において最も由緒ある教会機関の一つである。元に戻ってサン・ベニーニュ修道院内で は、ブルゴーニュ公とディジョン都市共同体との旧来の諸特権を確認する儀式が執り行われ、 公によって証書の作成が命じられる (第5~7条項)。またブルゴーニュ諸都市もブルゴーニュ 公に対して宣誓を行い、公はその公領を領有する一種の権標である指輪をサン・ベニーニュ修 道院長によって装着される (第8~9条項)。その後、場所をブルゴーニュ公邸に隣接するサ ント・シャペルへと移し、今度は公とサント・シャペルとの諸特権確認の儀式が執り行われ、 ここでも証書の作成が命じられる(第10~11条項)。このサント・シャペルはカペ家ブルゴー ニュ公ユーグ3世が十字軍遠征の際に発願した教会で、公の宮廷礼拝堂とはいえローマ教皇庁 に直属し、先の二つの修道院と並んでディジョンで最も重要な教会機関である。また、新公妃 も新公と同様に初めてサント・シャペルに赴いた際、公妃として同様の儀式を行わなければな らなかった (第12条項)。以上のすべての儀式が聖遺物に対する宣誓を通じて実施され、最後 はブルゴーニュ公邸での正餐に至る (第13条項)。

# 表 ディジョン入市式次第 (1424年2月上旬頃作成)

※典拠 PROST, B. / PROST, H., Inventaires mobiliers et extraits des comptes des ducs de Bourgogne de la maison de Valois (1363-1477), Paris, E. Leroux, 1908-1913, t. 2, Philippe le Hardi, 1378-1390, p. 257-260, no. 1544;

ADCO, B 15, f. 166 r.-v. [f. VIII<sup>xx</sup> II [= 162] r.-v.].

- ※※条項番号は« Item »を基準に引用者が付した。
- ※※※略号 B=ブルゴーニュ、D=ディジョン

条項 番号	各条項の概要
序	「以下の作法に則って、歴代のブルゴーニュ公殿は、ブルゴーニュ公領の領有のために最初のディジョン 入市を執り行うのが慣例であった。」
1	都市D近郊において、D市長および市参事会員らにより都市特権確認の請願を伝達。B公による口頭での約束。
2	D市壁外でB公を迎える宗教行列。サン・テチエンヌ修道院長による聖遺物の呈示ならびにB公に対する口づけ。
3	上記第2条項の宗教行列に、サン・ベニーニュ修道院およびサント・シャペルの関係者が参列しない旨(理由は以下による)。
4	B公のD入市と職杖を手にしたDバイイの登場。
5	サン・ベニーニュ修道院にて、同修道院長による聖遺物への口づけとB公に対するその呈示。B公による聖遺物への口づけと同修道院祭壇での信心の務め。
6	サン・ベニーニュ修道院祭壇における市長および市参事会員らのB公に対する都市特権確認の請願。
7	上記第6条項に対して、B公による都市特権確認とその旨の証書作成命令。
8	Dを筆頭とするブルゴーニュ公領諸都市のB公に対する宣誓。
9	B公によるB公領領有の証として、サン・ベニーニュ修道院長が祖父公フィリップ・ル・アルディの指輪を新公に装着。
10	B公によるサント・シャペルへの参上。サント・シャペル関係者による聖遺物への口づけ、B公への呈示。祭壇での信心の務め。サント・シャペルの諸特権の確認およびその旨の証書作成命令。
11	サント・シャペル参事会員らによるB公への臣従礼および口づけ。
12	B公妃も、初めてディジョンに来訪した際、第10・11条項のB公と同様のことを行う。
13	サント・シャペルに隣接するB公邸での正餐。

## 4. 史料原文と試訳

# 

- [序] 以下の作法に則って、歴代のブルゴーニュ公殿は、ブルゴーニュ公領の領有のために最初のディジョン入市を執り行うのが慣例であった<sup>10)</sup>。(C'est la maniere que l'on a acoustumé a tenir a la premiere entree de messeigneurs les ducz de Bourgoingne en leur ville de Dijon et pour prendre la possession de son duchié.)
- [1] まず、上述都市 [ディジョン] の市長ならびに一部の市参事会員らは都市近郊まで来ている我が殿の許に出向き、次のように我が公殿に請願するのを慣例としてきた。即ち、我が公殿がサン・ベニーニュ教会<sup>11)</sup>に着くと、上述市長ならびに市参事会員らに対し、これまで歴代諸公殿が執り行ってきた慣例に従って都市諸特権の確認に関して宣誓その他を執り行って下さるように、と。これに対し、上述の我が歴代諸公殿は以下の通り返答するのを慣例とした。即ち、上述の [サン・ベニーニュ] 教会に着くと、上述の我が歴代諸公殿は、自分たちが負うべきことを快く心から執り行う、と。(Premierement, les mayeur et aucuns des eschevins de la dicte ville ont acoustumé de venir audevant de monditseigneur <sup>12)</sup> en aucun lieu pres de la ville et lui supplier que, quant il sera en l'eglise de Saint Benigne, il lui plaise faire esdiz maieur et eschevins les seremens et autres choses sur la confirmacion de leurs previlleges, ainsi comme messeigneurs ses predecesseurs ont acoustumé de faire en tel cas. A qouy mes diz seigneurs les ducz ont acoustumé de respondre que, quant ilz seront en la dicte eglise, ilz feront voulentiers <sup>13)</sup> et de bon cuer ce qu'ilz devront.)
- [2] 同じく、その後上述の我が歴代諸公殿が上述の都市に近づくと、それに向かって宗教行列が、大外衣 (カッパ)<sup>14)</sup>を身に纏い聖遺物を担ぎながら執り行われる<sup>15)</sup>。この聖遺物をサン・テチエンヌ修道院長<sup>16)</sup>ないしはその場で最も地位のある高貴な教会人が呈示し、そして上述の我が歴代諸公殿に口づけを行う。この時、殿は下馬しない。(Item<sup>17)</sup>, apres quant mes diz seigneurs approuchent la dicte ville, les processions ly sont a l'encontre en chappes et portans reliques, lesquelles reliques l'abbé de Saint Estienne<sup>18)</sup> ou le plusgrant et notable homme d'eglise presente et donne baisier a mes diz seigneurs et ne descent point le seigneur.)
- [3] 同じく、上述の宗教行列には、サン・ベニーニュ修道院長およびその修道院も、我が殿の礼拝堂 [=サント・シャペル]<sup>19)</sup>の参事会長およびその参事会やその参事会教会も参列しない。それは以下に述べる理由によるものである。(Item, et es dictes processions ne sont point l'abbé de Saint Benigne et son couvent ne les doyen et chappitre de la chappelle de monseigneur<sup>20)</sup>, ne leur college pour les causes cy apres declairees.)
- [4] 同じく、その後上述の我が歴代諸公殿は他に宣誓をすることなく上述都市に騎乗したまま入市する。そのディジョン・バイイが騎乗して大きな職杖を手にしながらその前に現れる。 (Item, apres mes diz seigneurs entrent en la dicte ville a cheval, sans autre serement faire, leur

bailli de Dijon estant devant eulx tenant une grande verge en sa main a cheval.)

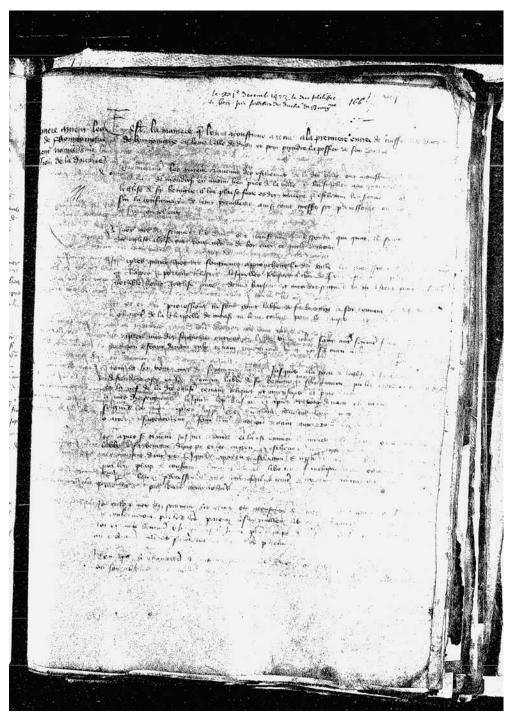
- [5] 同じく、上述の我が歴代諸公殿は騎乗してサン・ベニーニュ教会の門まで向かい、そこで下馬して歩く。サン・ベニーニュ修道院長およびその修道院全体は、同教会身廊に [祭服を] 身に纏い聖遺物と吊り香炉を持ちながら上述の我が公殿を待ち、そして迎える。同修道院長は口づけした聖遺物を上述の我が公殿に呈示する。我が公殿も聖遺物に口づけし、その後詠いながら前方に進む。そして上述の我が公殿は大祭壇の許まで進む。そこで我が公殿は祈りの場を確保し、跪き、そして聖遺物が備え付けられた祭壇の前で信心の務めを行う。 (Item, et s'en vont mes diz seigneurs a cheval jusques a la porte de l'eglise de Saint Benigne et la descendent a pié et les recoivent l'abbé de Saint Benigne et son couvent qui les actendent tous revestus en la nef de la dicte eglise, tenans reliques et encensiers, et presente l'abbé les reliques a baisier a mes diz seigneurs, lesquelz les baisent et apres en vont devant chantant et mes diz seigneurs les ducz apres jusques pres du grant haultel, la ou mes diz seigneurs tiennent un oratoire et s'agenoillent et font leur devocion devant l'autel tout garni de reliques.)
- [6] 同じく、その後上述の我が歴代諸公殿は祭壇から身を引き、一方で祭壇の中程にはサン・ベニーニュ修道院長が、また他方で祭壇の右手隅には上述ディジョン市長および市参事会員らが身を置く。そして同市長ならびに市参事会員らは上述の我が公殿に次の請願を行う。即ち、我が歴代諸公殿によって彼らに賦与された諸特権・諸自由 (previlleges, libertez et franchises) を確認して下さるように、またそれらを護持・遵守 (tenir, maintenir et garder) し、かつその役人らに遵守させる宣誓を執り行って下さるように、と。(Item, apres se traient jusques a l'autel et la est environ le milieu dudit hautel, ou ilz treuvent l'abbé de Saint Benigne d'une part et les mayeur et eschevins dudit Dijon au coing de l'autel a la main destre d'autre part, lesquelz mayeu et eschevins supplient mes diz seigneurs les ducz qu'il leur plaise de confermer leurs previlleges, libertez et franchises a eulx octroiees par messeigneurs les ducz leurs predecesseurs et de leur faire serement de les tenir, maintenir et garder, faire garder par leurs gens et officiers.)
- [7] 同じく、その際上述の我が歴代諸公殿は、然るべく享受されるように上述の諸特権・諸自由を開封文書で以て確認し、これから確認するであろう、と返答し述べることを慣例とした。かくして、我らが主の肉と聖遺物の前でこれを誓い、我が公殿の書記らに開封文書を作成させることを命じる。(Item, et lors mes diz seigneurs les ducz ont acoustumé de respondre et dire que ilz conferment et confermeront par leurs lettres patentes lesdiz previlleges, libertez et franchises, si et en tant comme l'on en aura deuement usé, et ainsi le jurent present le corps de Nostreseigneur et les sainctes reliques et en ordonnent a leurs secretaires en faire lettres patentes.)
- [8] 同じく、その後上述の我が歴代諸公殿の尚書ないしはその不在時に命じられた者は、上述の市長および市参事会員ら、そして上述 [ブルゴーニュ] 公領のその他すべての良き都市 (ボンヌ・ヴィル) から命じられその場に立ち会った者すべてに対し次の言葉を述べる。即

ち、諸聖人に対し手を挙げなさい、と。そして彼らは手を挙げ、その後、[尚書は] 彼らに対し次のように述べる。即ち、汝らは、汝ら [ディジョン市] と汝らの許に [使者を] 送った上述のその他の良き都市が、ここにおられる我が公殿に従う良き忠実なる臣下であり、我が公殿に対しその諸権利を遵守することを約束し誓うものである、と。そして彼ら [ディジョン市長以下] は皆声高らかに一斉にその手を挙げ返答する。即ち、我々はそれを約束しこうして誓います、と²¹)。(Item, apres le chancellier de mes diz seigneurs les ducz ou cellui a cui il leur plaist ordonner en son absence dit aux diz mayeur et eschevins et a tous ceulx qui sont la presens et mandez de toutes les bonnes villes dudit duchié les paroles qui s'ensuivent, Levez les mains aux sains, et ilz les lievent et apres leur dit, Vous promectez et jurez pour vous et les autres desdictes bonnes villes qui vous ont cy envoiez estre bons et loyaulx subgiez obeissans a monseigneur le duc cy present et lui garder ses droiz, et ilz respondent tous a haulte voix ensemble lesdiz mains levees, Nous le promectons et jurons ainsi.)

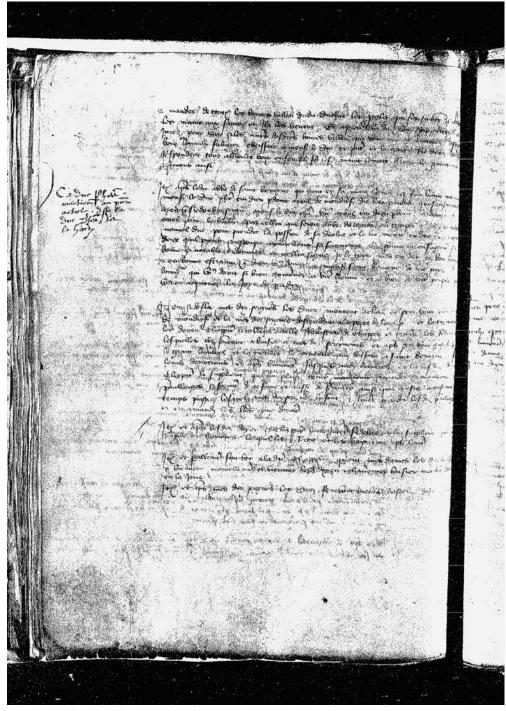
- [9] 同じく、その後上述のサン・ベニーニュ修道院長は、我が公殿の御祖父様であり主に召 された我がフィリップ [・ル・アルディ] 公殿の形見である指輪をその手に持ち、次の言葉 を述べる。即ち、貴方様 [公殿] の御祖父様である、いとも畏れ多き我がフィリップ公殿は 主に召されたが、この指輪を新公が公領を領有する際にこの修道院の修道院長によって与え、 新公が新たに領有したものの徴として新公の指にはめるよう命じられた。この徴として良き かつ高貴な命令に従いながら、幸福と幸運をもたらすため私はそれを貴方様の指にはめます。 それは主が貴方様に与え給うたものであり、そして貴方様のブルゴーニュ地方の我が主聖べ ニーニュ様が貴方様に貴方様の名誉と貴方様の民の幸福においてしっかりとこの地方を統治 するために与え給うたものであります。それによって貴方様は天国の悦びを得るのです。 (Item, apres ledit abbé de Saint Benigne qui tient en sa main l'anel que 22) feu bonne memoire monseigneur le duc Phelippe cui Dieu pardoint ayeul de monditseigneur, dit les paroles qui s'ensuivent, Mon tresredoubté seigneur monseigneur le duc Phelippe, vostre ayeul, cui Dieu pardoint ordonna cest anel pour le bailler par cellui qui seroit abbé de ceans au temps que il y viendroit nouvel duc pour prendre la possession de sa duchié et le lui mectre ou doy en signe de ce qu'il prent et espouse nouvellement sa seigneurie, et pour en ensuiguant sa bonne et notable ordonnance en icellui signe, je le vous mes ou doy en bon heur et en bonne estraine que Dieu vous doint et monseigneur Saint Benigne de vostre pays de Bourgoingne qui vous doint si bien gouverner a vostre honneur et a bien de vostre peuple que vous en acqueriez la joye de paradiz.)
- [10] 同じく、直ぐ様上述の我が歴代諸公殿は馬に跨って我が殿の礼拝堂 [サント・シャペル] に向かい、教会の門前で下馬する。そこに大外衣を身に纏い聖遺物を担ぎながら上述礼拝堂 の参事会長、参事会および参事会教会 [の参事会員ら] を見出す。彼らはその聖遺物に口づ けして我が公殿に呈示し、[我が公殿は] その後大祭壇の前まで進む。そして上述のサン・ベニーニュ教会におけるように祈りの場を見出し、信心の務めを行う。その後、上述の祭壇 まで来る。そして上述の参事会長および参事会は我が公殿に請願する。即ち、彼らの諸特権 と、それを行う宣誓と、また誠実をこれまで慣例として執り行ってきたように護持・遵守し

て下さるように、と。上述の我が歴代諸公殿はこれらをなし、上述の諸特権を遵守することを誓い、上述の通り文書に認めることを命じる。(Item, et desla mes diz seigneurs les ducz montent a cheval et s'en vont a la chappelle de monditseigneur et la mes diz seigneurs descendent a la porte de l'eglise et la treuvent les doyen, chappitre et college d'icelle revestus de chappes et tenans les reliques, lesquelles ilz presentent a baisier a mes diz seigneurs et apres s'en vont jusques devant le grant haultel et la treuvent leur oratoire comme dessus a Saint Benigne et font leurs devocions et apres viennent jusques audit haultel et la lesdiz doyen et chapitre li supplient qu'il lui plaise tenir, garder et maintenir leurs previlleiges et serement de ce faire et aussi de feaulté ainsi qu'il a esté acoustumé le temps passé, lesquelz mes diz seigneurs ly font et jurent garder lesdiz previlleges et en commandent les 23 lettres comme devant.)

- [11] 同じく、その後同参事会長および参事会は我が公殿に誠実を誓い、臣従礼を受けて下さるように請願する。我が公殿はそこで彼らを受け入れ、一人ずつ口づけを行う。(Item, et apres lesdiz doyen et chappitre leur jurent fidelité et lui supplient qu'il les recoive en hommge, le quel les y recoit et les baise l'un apres l'autre.)
- [12] 同じく、上述の礼拝堂において、我が歴代諸公妃様も新たに同礼拝堂に来た際、同様に行う。そして参事会長および参事会員らは我が公妃様の許に来て口づけを行う。(Item, et pareillement fait l'on a la dicte chappelle, quant mes dames les duchesses y viennent nouvellement, et viennent lesdiz doyen et chanoines baisier madicte dame en la joue.)
- [13] 同じく、その後上述の我が歴代諸公殿は、その邸 (やしき) に向かい悦ばしく正餐を行う。(Item, et apres mes diz seigneurs les ducz s'en vont en leurs hostelz disner joyeusement.)



ディジョン会計院『覚書』第1巻、第166葉表「ディジョン入市式次第」(マイクロフィルム版) (ADCO, B 15, f. 166 r.)



同『覚書』第1巻、第166葉裏「ディジョン入市式次第 (続き)」(ADCO, B 15, f. 166 v.)

#### 註

- 1) SCHNERB, B., L'Etat bourguignon, 1363-1477, Paris, Perrin, 1999, p. 42.
- 2) 分類 以下の史料は次稿以降で紹介する。
- 3) Archives départementales de la Côte-d'Or (Dijon) [= ADCO], B 15, f. 166 r.-v.
- 4) 以下、本稿で紹介する史料「ディジョン入市式次第」のことを、場合によっては括弧なしの覚書で 示し、他方、括弧つきの記録簿全体を示す『覚書』とは区別する。
- 5) 志垣嘉夫『フランス絶対王政と領主裁判権』九州大学出版会、2000年、241頁には、ブルゴーニュ諸公およびその後の若干のフランス王が、治世当初に聖ベニーニュに対し、同地方の諸特権確認および追認の誓いを果たした旨が記されるが、残念ながら詳細は示されていない。なお、U.プランシェ師『ブルゴーニュ史』第4巻、第18編第51章「公フィリップによるブルゴーニュでの入市」(Entrée du Duc Philippe en Bourgogne)の件の一部は、「[ディジョン] 会計院」(*Ch. des Comptes.*)としか註記はないが、本史料を典拠の一つとしているのは間違いないように思われる。PLANCHER, Dom U./ MERLE, Dom Z., *Histoire générale et particulière de Bourgogne*, Dijon, 1739-1781 (2e éd., Paris, 1974), 4 vol., t. IV, p. 42-43.
- 6) Archives municipales de Dijon [= AMDi], B 114, f. 95 r. (microfilm); ADCO, G 1125.
- 7) これら三教会の縁起については後掲註を参照のこと。
- 8) VIAUX, D., La vie paroissiale à Dijon à la fin du Moyen Age, Dijon, EUD, 1988, p. 36.
- 9) PROST, B./PROST, H., Inventaires mobiliers et extraits des comptes des ducs de Bourgogne de la maison de Valois (1363-1477), Paris, E. Leroux, 1908-1913, t. 2, Philippe le Hardi, 1378-1390, p. 257-260, no. 1544; ADCO, B 15, f. 166 r.-v. [f. VIII<sup>xx</sup> II [= 162] r.-v.]. 底本には両プロストによる刊本(以下、「プロスト版」と呼ぶ)を用いたが、表記に関して若干手を加えた箇所もある。プロスト版では1386年の一項目として挙がっていることも注意を要する。なお、『覚書』の原文ともむろん照合したが、この一葉については保存状態があまり良くなく、現在では判読できない部分がみられる。またプロストは、以下の文献にも同覚書が転写されていることを指摘している(前者については筆者未見)。Bibliothèque Nationale de France (Paris), Collection de Bourgogne, t. 58 (extraits de la Chambre des comptes), f. 282 r.-v.; AUBRÉE, Dom G./LABARRE, G. A., Mémoires pour servir à l'histoire de France et de Bourgogne, Paris, 1729, t. 2, p. 85-87.
- 10) 左余白に、「ブルゴーニュ諸公が新たに公領を領有する作法」(La maniere comment les ducz de Bourgoingne prennent nouvellement la possession de la duchié.)
- 11) サン・ベニーニュ修道院は、あくまで伝承に拠れば、この地方に 2 世紀頃に福音をもたらした聖ベニグヌス (ベニーニュ) の墓があったとされる所 (ローマ期の狭小なカストルムの西郊にあたり、そこに墓地があった) に、6 世紀前半にラングル司教グレゴリウス (著名なトゥールのグレゴリウスの曾祖父) が建てた教会堂を縁起とする。その後幾度か建て直された後、紀元千年頃にクリュニィから来て修道院長として修道院改革を進めたギヨーム・ド・ヴォルピアノ(Guillaume de Volpiano)が、その主導下でロマネスク様式の壮大なベネディクト会修道院を再建した。なお、ラングル司教は、5 世紀から 9 世紀にかけてラングルを離れディジョンに定住していた。8 世紀のラングル司教アストリクス(Astoricus) やヴァルドリクス(Waldricus) は、同時にサン・ベニーニュ修道院長であったとされる。ラングル司教は 9 世紀にはディジョンを離れ、再び本来のラングルの地に戻った。因みに、歴史上初めて「ディジョン」(ラテン語名ディヴィオDivio) の名が現れるのは、トゥールのグレゴリウス (538-594年頃)の『歴史十書』においてであり、それ以前のことについては全く闇に包まれていると言ってよい。GRAS、P. (dir.), Histoire de Dijon, Toulouse, Privat, 1981, p. 27, 32-39, 68-69.
- 12) プロスト版では «Mgr» となっており、 «dit» が欠落。

- 13) プロスト版では « voulenters » と表記。
- 14) 教会でミサ以外の行列・儀式の時に身につける長いマント。
- 15) 史料上で「聖遺物」(reliques)は、何の聖遺物であるかが特定されておらず、また常に複数で表されている。主たる聖遺物が聖ベニーニュのそれであるのは想像がつくが、それだけであったかどうかはここで断定できない。
- 16) サン・テチエンヌ修道院は、都市ディジョンにおいてサン・ベニーニュ修道院と双璧をなす大修道院であり、後者と異なってローマ期のカストルム内部の東側に市壁を背にして建立された。縁起については、サン・ベニーニュ修道院同様にラングル司教のディジョン定住に関連する。というのも、その出発点は、ラングル司教の司教座聖堂参事会にあるからである。同教会は、9世紀におけるラングル司教のラングルへの復帰後、次第に律修参事会の修道院へと変容し、その長もプレヴォ(prévôt)からアベ(abbé)を称するようになる。都市内部においては、ラングル司教のディジョン滞留時からかなりの権利を有し、7小教区のうち5つをその従属下に置いた。11世紀には、近隣の新しい教会に聖エチエンヌの守護(名)が移されたようである。また、サン・ベニーニュ修道院よりは1世紀ほど遅れて参事会の改革が行われた。1113年に聖アウグスティヌス会則に従う者たちが現れ、1125年以降にはその長が修道院長となり、以後司教とも結びつきを持たなくなる。GRAS(dir.)、Histoire de Dijon、p. 33, 35, 68-69.
- 17) プロスト版では各条項冒頭の « Item » を省略しているが、本覚書の条項立てをはっきりさせるため、 再度原文通り « Item » を付した。
- 18) プロスト版では « Etiene » と表記。
- 19) サント・シャペルは、カペ家ブルゴーニュ公ユーグ 3 世 (Hugues III) が聖地巡礼で嵐に遭い発願し、1172年に創建された。すぐ近くに建つサン・テチエンヌ修道院はこの建立に反対したが、聖母マリアおよび福音記者聖ヨハネの二人を守護聖人としてブルゴーニュ公邸に隣接して建てられた。ブルゴーニュ公の宮廷礼拝堂であるとはいえ、公がその敷地を教皇庁に寄進したため、司教裁治権を免れてローマ教皇庁に直属することになった参事会教会である。その後、ディジョンの二大修道院に匹敵する地位を有するようになる。GRAS (dir.), Histoire de Dijon, p. 70; QUARRÉ, P., La Sainte-Chapelle de Dijon, siège de l'Ordre de la Toison d'Or, Dijon, Musée de Dijon, 1962, p. 7; DE GRUBEN, Fr., Les chapitres de la Toison d'or à l'époque bourguignonne (1430-1477), Leuven, Leuven UP, 1997, p. 59.
- 20) プロスト版では «Mgr » と表記。
- 21) 左余白に、史料原文にもある通り新公フィリップ・ル・ボンがその祖父フィリップ・ル・アルディ の慣例を踏襲したことを示唆する註記がある。
- 22) プロスト版では « qui » と表記。
- 23) あるいは « leurs » 。